

## 特別な支援を必要とする子への指導（「対処」「支援」「自覚」）の在り方（2）

— A県B市, C県を「発達障害の専門家」として巡回して—

The way of the instruction ("coping" "support" "awareness")  
to a child needing special support (2)

—Go around A prefecture B city, C prefecture as "a developmentally disabled expert" —

橋 本 治

HASHIMOTO Osamu

### 要 旨

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」<sup>(1)</sup>がスタートしたが、そこには「発達障害」も含まれている。特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものである。

平成19年度からは改正学校教育法の施行により、全国の幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、支援体制の整備が進められている。そのような中、「発達障害の専門家の巡回相談」の依頼が、C県D市（平成23・24・25・26・27・28年度）、F市（平成24・25・26・27年度）、G市（平成25・26年度）からあった。筆者は、2009年の論文<sup>(2)</sup>で示したように、文部科学省指定だったA県B市の専門家チームの巡回相談に9年かかわっており、そのような内容ということで引き受けた。過去5年間、延べ304校・全教員講演（187回）を巡回相談した時の2471人の特別な支援を要する児童生徒の実際の相談と考察から、以下の4点を得たのでここにまとめることとした。①『3つの段階』で言うならば、「Ⅰ対処が中心の段階」「Ⅱ支援が中心の段階」「Ⅲ自覚が中心の段階」を、それぞれの年齢段階（A<0～幼・保>、B<小学校>、C<中学・高校>）を意識して取り組むことが重要である。②小1から年々支援の必要な子の数は減少し、小6が最も少ない。しかし、中学校になるとまた小1並に増加し学年を追って減少していくことが分かる。支援が必要な子に真摯に向き合っている学校の姿が目につくが、小6から中1が3倍～4倍に増加する。③「Ⅰ対処が中心の段階の子」は、小学校3、4年生に多く、中学校では「不登校」という二次障害のため巡回相談には現れてこない。年齢段階（A<0～幼・保>やB<小学校>では一度取まったかのように見えても次の年齢段階で再発すると考えられ、次の年齢段階への「準備性」が大切である。④「Ⅰ対処が中心の段階」（10％）を「Ⅱ支援が中心の段階」（90％）に持っていくことは重要だが、「Ⅱ支援が中心の段階」を「Ⅲ自覚が中心の段階」に持っていくことは未然防止にもつながり、こちらも重要である。

### 1. はじめに

筆者は現在、岐阜県「発達障がい児童生徒支援事業」県専門支援員として活動しており、小中学校（通常学級、通級指導教室、特別支援学級）、高等学校・特別支援学校に出向いて巡回相談・講演等を行っている。はじめは、A県B市が文部科学省の指定を受けた3年間（平成19・20・21年度）のうち、後半の2年間を「発達障害の専門家チームの巡回相談」にかかわったことである。A県B市へはその後も9年間継続して巡回相談に出向いているが、同様の仕事ということで、C県D市（平成23・24・25・26・27・28年度）、F市（平成24・25・26・27年度）、G市（平成25・26年度）から依頼を受け現在に至っている。本論文では、これらを総合的に捉え、特別な支援が必要な子に長いスパンでどのように関わっていくとよいかを実際に即して述べていきたい。

### 2. 国の施策・動向と筆者の実践

ここでは、本研究にかかわる国の施策と動向等について概観し、筆者が「発達障害の専門家」とし

て9年間かかわっているA県B市と、C県D市・E市・F市・G市の実践にも触れる。

(1) 平成28年4月1日からの「障害者差別解消法」<sup>(11)</sup> について

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しており、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」である。この法律では「不当な差別的扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めており、「合理的配慮の提供」について国は、「障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき<sup>(\*)</sup>に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。[\* 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚などの様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。]」と説明している。

ここで対象となる「障害者」は、障害者手帳を持っている人のことだけでなく、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象（障害児を含む）とされている。

(2) 文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」<sup>(22)</sup> について

文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」について、本研究に関係する部分（趣旨・巡回相談の実施・専門家チームの設置・校内研修の推進）のみ全文で、残りは項目のみ示す。

① 趣 旨

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものである。平成19年度からは改正学校教育法の施行により、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、支援体制の整備が進められている。本事業は、このような状況の下、発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進するために、全都道府県教育委員会に委嘱して行われる特別支援教育の基幹事業である。また、本事業は、前身である「特別支援教育体制推進事業」の連携協議会、教員研修、巡回相談、学生支援員の活用等の取組を継承・拡大しつつ、新たに、特別支援教育グランドモデル地域の指定、特別支援教育への理解・啓発のための取組等を実施するものである。

なお、本事業の実施に当たっては、厚生労働省との連携により、**保育所も支援対象機関に加えることができる**こととなっている（以下「幼稚園」を含む）。

② 事業の委嘱 文部科学省は、事業の実施を都道府県教育委員会に委嘱する。

③ 委嘱期間 ④ 委嘱手続き

⑤ 事業の内容 ア 総合推進事業運営会議の設置 イ 特別支援連携協議会の設置

ウ 特別支援教育総合推進地域の指定 エ 特別支援教育グランドモデル地域の指定

オ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における支援体制の整備 ・校内委員会 ・実態把握 ・特別支援教育コーディネーターの指名

・巡回相談の実施

事業の実施を委嘱された都道府県教育委員会は、発達障害を含む障害に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱する。巡回相談員は、推進地域内の幼稚園、小学校、中学校、

高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を定期的に巡回し、当該学校の教員等に、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言を行う。また、これらの幼児児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に向けた助言も行う。特に特別支援学校への対応については、その専門性や訪問の形態等の違いも念頭に置いて実施するものとする。実施に当たっては、地域の実情に応じて相談員が一定の施設や機関を拠点として、来所相談を受けたり、要請に応じて学校に赴いたりすることもできることとする。

なお、推進地域においては、全学校種にわたり重点的に実施するものとする。

・専門家チームの設置

事業の実施を委嘱された都道府県教育委員会は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校からの申し出に応じて、発達障害を含む障害の有無に係る判断や望ましい教育的対応等を示すため、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等からなる「専門家チーム」を設ける。実施に当たっては、地域の実情に応じて専門家チームが一定の施設や機関を拠点としつつ、要請に応じて現地に赴いたりすることもできることとする。

なお、推進地域においては、全学校種にわたり重点的に実施するものとする。

- ・個別の指導計画の作成
- ・個別の教育支援計画の策定
- カ 学生支援員を活用した支援
- キ 理解・啓発
- ク 特別支援学級等の弾力的運用
- ケ 特別支援学校におけるセンター的機能の活用
- ・特別支援教育推進校の指定
- ・センター的機能にかかる旅費の支出
- コ 特別支援教育に関する研修の実施
- ・特別支援教育コーディネーターの養成研修
- ・管理職・一般教員・支援員等の研修

・校内研修の推進

事業の実施を委嘱された都道府県教育委員会は、上記のほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、校内研修がさらに実施されるよう、講師等に関する情報を提供するなどその促進に努めるものとする。

- ・「発達障害教育情報センター」等の活用
- ⑥ 関連事業との連携
  - ア 厚生労働省発達障害関連事業との連携
  - イ 厚生労働省就労施策との連携
  - ウ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課との連携
  - エ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の他の事業との連携
  - オ 保育所への配慮
- ⑦ 事業報告等
- ⑧ 連絡協議会の開催
- ⑨ 経費
- ⑩ 実態報告
- ⑪ その他

(3) 特別支援教育が必要な子6.3%の選出の際の、文部科学省の質問項目<sup>(23)</sup>は、以下のようである。

<「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」>

- ・聞き違いがある（「知った」を「行った」と聞き間違える）
- ・聞きもらしがある
- ・個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい
- ・指示の理解が難しい
- ・話し合いが難しい（話し合いの流れが理解できず、ついていけない）
- ・適切な速さで話すことが難しい（ただただしく話す。とても早口である）
- ・ことばにつまったりする
- ・単語を羅列したり、短い文で内容的に乏しい話をする
- ・思いつくまま話すなど、筋道の通った話をするのが難しい
- ・内容をわかりやすく伝えることが難しい
- ・初めて出てきた話や、普段あまり使わない語などを読み間違える
- ・文中の語句や行を抜かしたり、または繰り返し読んだりする
- ・音読が遅い

- ・勝手読みがある（「いきました」を「いました」と読む）
  - ・文章の要点を正しく読み取ることが難しい
  - ・読みにくい字を書く（字の形や大きさが整っていない。まっすぐに書けない）
  - ・独特の筆順で書く
  - ・漢字の細かい部分を書き間違える
  - ・句読点が抜けたり、正しく打つことができない
  - ・限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書かない
  - ・学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい（三千四十七を300047と書く。分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている）
  - ・簡単な計算が暗記でできない
  - ・計算をするのにとっても時間がかかる
  - ・答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい（四則混合の計算。2つの立式を必要とする計算）
  - ・学年相応の文章題を解くのが難しい
  - ・学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい（長さやかさの比較。「15cmは150mm」ということ）
  - ・学年相応の図形を描くことが難しい（丸やひし形などの図形の模写。見取り図や展開図）
  - ・事物の因果関係を理解することが難しい
  - ・目的に沿って行動を計画し、必用に応じてそれを修正することが難しい
  - ・早合点や、飛躍した考えをする
- (0：ない, 1：まれにある, 2：ときどきある, 3：よくある, の4段階で回答)

<「不注意」「多動一衝動性」>

- ・学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする
  - ・手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする
  - ・課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい
  - ・授業中や座っているべき時に席を離れてしまう
  - ・面と向かって話しかけられているのに、聞いていないようにみえる
  - ・きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする
  - ・指示に従えず、または仕事を最後までやり遂げない
  - ・遊びや余暇活動に大人しく参加することが難しい
  - ・学習課題や活動を順序立てて行うことが難しい
  - ・じっとしていない。または何かに駆り立てられるように活動する
  - ・集中して努力を続けなければならない課題（学校の勉強や宿題など）を避ける
  - ・過度にしゃべる
  - ・学習課題や活動に必要な物をなくしてしまう
  - ・質問が終わらない内に出し抜けて答えてしまう
  - ・気が散りやすい
  - ・順番を待つのが難しい
  - ・日々の活動で忘れっぽい
  - ・他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする
- (0：ない, もしくはほとんどない, 1：ときどきある, 2：しばしばある, 3：非常にしばしばある, の4段階で回答)

<対人関係やこだわり等>

- ・大人びている。ませている
- ・みんなから、「○○博士」「○○教授」と思われている（例：カレンダー博士）
- ・他の子どもは興味を持たないようなことに興味があり、「自分だけの知識世界」を持っている
- ・特定の分野の知識を蓄えているが、丸暗記であり、意味をきちんと理解していない
- ・含みのある言葉や嫌味を言われても分からず、言葉通りに受けとめてしまうことがある
- ・会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりすることがある
- ・言葉を組み合わせ、自分だけにしか分からないような造語を作る
- ・独特な声で話すことがある
- ・誰かに何かを伝える目的がなくても、場面に関係なく声を出す（例：唇を鳴らす、咳払い、喉を鳴らす、叫ぶ）
- ・とても得意なことがある一方で、極端に不得手なものがある
- ・いろいろな事を話す、その時の場面や相手の感情や立場を理解しない
- ・共感性が乏しい
- ・周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言う
- ・独特な目つきをすることがある
- ・友達と仲良くしたいという気持ちはあるけれど、友達関係をうまく築けない
- ・友達のそばにはいるが、一人で遊んでいる
- ・仲の良い友人がいない
- ・常識が乏しい
- ・球技やゲームをする時、仲間と協力することに考えが及ばない
- ・動作やジェスチャーが不器用で、ぎこちないことがある
- ・意図的でなく、顔や体を動かすことがある
- ・ある行動や考えに強く

こだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることがある ・自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる ・特定の物に執着がある ・他の子どもたちから、いじめられることがある ・独特な表情をしていることがある ・独特な姿勢をしていることがある  
（0：いいえ，1：多少，2：はい，の3段階で回答）

(4) 国の施策ではないが、参考となる2つの講演について

①「自閉症スペクトラム障害（ASD）研究の最前線」<sup>(4)</sup> 神尾陽子（かみおようこ：国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所児童・思春期精神保健研究部長），於：中部学院大学2016年2月「なぜ早期発見か」というテーマの講演で、「1歳6ヶ月検診でわかること」として、「ほとんどの自閉症スペクトラムでは生後18ヶ月で早期兆候を認める」としている。

②「高機能ASD大学生に対する就労を視野に入れた支援の試み」<sup>(6)</sup> 木谷秀勝（きやひでかず：山口大学教授，山口大学学生特別支援室顧問），於：岐阜大学2016年4月

在学中の支援は、卒後の就労の可否に直結する。どうしたら彼らの困難さに気づけるのか、どうしたら困難な状況を回避させることができるのかなど、具体的な話があったが、筆者は次の2点に注目した。Ⅰ：ヘルプサインが出せること Ⅱ：やめておくと言えること

(5) A県B市での「専門家チームの巡回相談」(平成20・21・22・23・24・25・26・27・28年度)<sup>(19)</sup>

平成20年度・21年度には、次のような依頼文をいただいた。

A県B市は、文部科学省指定の特別支援教育総合推進地域となり、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を実施しています。そこで、昨年度に引き続き、専門家チームを設置し、この事業の中核となる巡回相談を継続して実施していきたいと考えております。つきましては、昨年度同様に市内各小中学校へ訪問をして、発達障害が疑われる児童生徒に関する障害の様態、支援方法等の相談にのっていただければ幸いと存じます。ご多忙とは存じますが、ぜひこの趣旨をご理解いただき、専門家チームのメンバーとなることをご承諾くださるようお願い申し上げます。

A県B市が(2)の文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業実施要項」を受けてどのように「専門家チームの巡回相談」をしようとしているかがこれで分かる。

(6) C県D市へのかかわり(平成23・24・25・26・27・28年度)<sup>(12)(14)(16)(18)</sup>

研修内容は「通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒への指導力の向上を図るため、市内全小中学校において全教員対象に研修会を実施し、実態に応じた具体的な取り組みの在り方を学ぶ」というものである。この内容に従って、市内の小中学校（全32校）に年間32日間出かけていくものである。事前にいただいた児童生徒の資料を熟読した上で、当日も担当者と打ち合わせをし、1校あたり3クラスを基準に授業参観をする。その後授業参観をした3つのクラスの担任等のチームと相談をし、最後にその学校で全教員を対象に講演・全体会を行うものである。実際には、関連する学校（小学校なら中学校，中学校なら校区内の小学校）の教員や、幼稚園・保育園の保育士，学校教育課，社会福祉課，保健センター，療育機関の方など多数参加される総合的な会が多かった。

(7) C県E市へのかかわり(平成20・21・22・23・24・25・26・27・28年度)

C県では、(1)の文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の指定を、平成21・22・23年度の3年間、E市に委嘱していた。E市はその中心をH小学校に置いて3年間研究し、すでに発表も終えている。筆者は、このE市の相談にカウンセラーとして9年間継続してかかわっており、このH小学校からの相談も受けてきた。また、平成23年度～平成28年度は、直接H小学校に何度か呼

ばれ「発達障害の専門家としての巡回相談」を実施してきた。

(8) C県F市へのかかわり (平成24・25・26・27年度)<sup>(12)(15)(17)</sup>

F市の「発達障がいに関わる教員研修事業」の研修内容は「特別な支援を必要とする児童・生徒への指導の向上を図るため、市内全小中学校16校を巡回して授業参観をし、管理職等にその報告をした後、実態に応じた具体的な取り組み方法について担任等と相談をする」というものである。ほとんどの年度は延べ24校を巡回したので、「困りの思い (以後この表記)」の強い学校については年度内に複数回実施したことになる。また平成26年度は、これに加えてその学校の全教員対象の講演を巡回相談の最後に持ってきて、いわば3年間のまとめをした。

(9) C県G市へのかかわり (平成25・26年度)<sup>(13)</sup>

平成25年度のG市の内容は「特別な支援を必要とする児童・生徒への指導力の向上を図るため、市内全小中学校14校(全学級)を巡回して授業参観をし、管理職等にその報告をした後、実態に応じた具体的な取り組み方法について担任等と相談をする。その後、その学校の支援が必要な児童生徒の名前を使って全体に講演をする」というものであった。平成26年度、全小中学校に加え、市内の全幼稚園・保育園(公立・私立)を巡回相談した。

3. 問題と目的

2.(2)の文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」に基づき、C県D市・F市・G市から「発達障害の専門家の巡回相談」を依頼され、実際に巡回相談を始めた。文部科学省の指定を受けていたA県B市のそれまでの8年間の「専門家の巡回相談」の経験から、なかなかうまくかかわれない学校が多いことは予想できた。特別支援教育コーディネーターの中には、発達障害に関してかなりの知識と経験を有してみえる方も少なからずいるのだが、「独立した専門職として位置づけられていること」が望まれながら実現していない。また、理論的には幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の連携を謳っていても実際には簡単ではなく、特に思春期をうまく越えていくことは、通常の児童生徒でも容易ではない。まして、発達障害の診断名があるか、その疑いの子の場合、思春期の峠ははるかに高くなってしまう。

C県D市・F市・G市のこの「発達障害の専門家の巡回相談」は、発達障害の専門家が各学校に出向き、その同じ日に担任を中心としたその学校の「チーム」と専門家が具体的な方策について相談をする。その後、その学校の支援が必要な児童生徒の名前を使って全体に講演をすることを目的としており、共感を覚えた。

4. 方法

(1) 対象と巡回内容

C県D市・F市・G市、その他の平成23年度～27年度の5年間の巡回相談は表1のようであった。

表1. C県D市・F市・G市、その他の平成23年度～27年度の5年間の巡回相談

市名	年度	対象 (学校・園)	専門家による巡回相談の内容		
			学校・園の巡回	チームでの相談	全教員講演
D市	23年度	小中学校全32校	○	○	○
	24年度	小学校全22校	○	○	○
	25年度	小中学校全32校	○	○	○
	26年度	小中学校全32校	○	○	○

D市	27年度	小中学校全32校	○	○	○
F市	24年度	小中学校全16校（延べ24校）	○	○	
	25年度	小中学校全16校（延べ23校）	○	○	
	26年度	小中学校全16校	○	○	○
	27年度	小中学校全16校（延べ20校）	○	○	
G市	25年度	小中学校全14校（全学級）	◎（全学級）	○	○
	26年度	幼稚園・保育園（全14園） 小中学校全14校	○ ○	○ ○	
その他	27年度	小中学校全43校	○	○	○（5）

(2) 重点的な取り組み方法

① 3つの段階

「専門家の巡回相談」に際しては、以下の『3つの段階』を意識して観察し、その後の「相談」「講演・全体会」においても、各学校の児童生徒の名前を使いながらこの『3つの段階』について言及することを重点とした。ここで言う『3つの段階』とは、筆者が発達障害の相談を実施する時に特に大切にしている段階であるが、明確に分けることはできないので、「中心の段階」とした。

**I 対処が中心の段階**・教室を飛び出す、暴力をふるう、自傷行為がある、中には刃物が出てくるなど、緊急に対応しなくてはならない状況での相談には、すぐに対処法を見つけ、クールダウンをさせたり、人員を余分に配置するなどの措置が必要である。そのような段階を**対処が中心の段階**と考えている。

**II 支援が中心の段階**・この子がこのような行動をどうして取るのであろう。また、落ち着いた状況からどのような経過をたどって困難な状況になったのかなど、よく観ていくことによって支援の手がかりを見つけていくことができる。また、何か難しい行動が出てきても、担任か支援する者の初期段階の関わりによって大きく崩れない経験を積んだり、未然に防ぐことも可能である。このような段階を**支援が中心の段階**と考えている。

**III 自覚が中心の段階**・支援を上手にすれば、通常の学級でもほとんど困らないところまでくることはよくある。しかし、思春期を越え、社会で自立していくまでの長期的な視野に立つと、この自覚の段階を抜きには考えられない。ここで言う自覚とは、「IIの支援を自分自身でできること」である。すなわち、少し調子を崩しそうなので、自分ではこうしておこうとか、本当はそう思わないが、まわりの様子を見て、一応合わせておくなど、自分で支援を考え初期対応する方法を冷静に見つけ出すことができる段階が**自覚が中心の段階**である。

② 3つの段階と各年齢段階

「I 対処が中心の段階」「II 支援が中心の段階」「III 自覚が中心の段階」という3つの段階を、それぞれの年齢段階で意識して取り組むことが重要なことを図に表すと以下ようになる。

小1プログラム				中1ギャップ						高1ドロップ			自我同一性の確立
<幼・保>				<中学校>						<高等学校>			
0~3歳重要	少	中	長	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
A<0~幼・保> I 対処が中心の段階 II 支援が中心の段階 III 自覚が中心の段階 <b>生活</b>				B<小学校> (I 対処が中心の段階) II 支援が中心の段階 III 自覚が中心の段階 <b>学習</b>						C<中学・高校> (I 対処が中心の段階) II 支援が中心の段階 III 自覚が中心の段階 <b>思春期</b>			

子どもたちの発達から見ていくと、A<0～幼・保>の年齢段階では「生活」が落ち着いて送れることが大切、B<小学校>では「学習」をまじめにできることが大切、C<中学・高校>では「思春期」を上手に越えていけることが大切と考えた。

③次の段階への進め方

「Ⅰ対処が中心の段階」から「Ⅱ支援が中心の段階」へ、「Ⅱ支援が中心の段階」から「Ⅲ自覚が中心の段階」への進め方を分かりやすく示すと以下のようなになる。

「対処の段階」から「支援の段階」へ ①クールダウンの部屋・人(通級・SCのSST等) ②教室内の支援員等の配置 ③家庭の協力(24h:社会性全体で考える) ④「支援が中心」の場面を増やしていく(24hで) ⑤教室場面の「支援が中心」を過半数に	「支援の段階」から「自覚の段階」へ ①適切な支援を行う(SST・社会性等) ②初期段階での支援をする(気づきのポイント) ③数秒待って支援する(参考:アドボカシー) ④できていたらほめる(数十分の1から) ⑤結果的に支援が少しずつ減る(参考:UD)
--	---

\*ここで言う「社会性」とは、①身辺自立②移動 ③作業 ④意志交換 ⑤集団参加 ⑥自己統制である(新版S-M社会生活能力検査:三木安正監修)。

④支援体制の確立(社会性の育成を基本に)

- A 家庭でできること(必要に応じて家庭と学校の定期的な話し合いの場を)
- B 学校でできること(校内のチームで対応することを原則とし、専門機関との連携を図る)
  - ・その子に対して
  - ・まわりの子に対して(学級経営が重要)
- C 将来への展望を明確に(少なくとも5年後)

5. 結果と考察

(1) C県D市(平成23・24・25・26・27年度)<sup>(12)(14)(16)(18)</sup>

表2. C県D市の「発達障害の診断のある子及びその疑いの子」の学年別人数、( )内は「対処」

学年 年度	小学 1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学 1年	2年	3年	合計
平成23年度	57	29	22	22	27	14	51	37	3	262
平成24年度	45	39	24	19	19	6				152
平成25年度	26 (2)	22 (1)	42 (5)	14 (4)	18 (6)	6 (1)	19 (2)	22 (6)	6 (4)	175 (28)
平成26年度	13 (0)	28 (10)	31 (7)	21 (4)	6 (0)	7 (1)	28 (3)	9 (0)	7 (4)	150 (29)
平成27年度	34 (4)	25 (10)	32 (8)	13 (4)	27 (3)	6 (1)	40 (4)	12 (3)	3 (0)	192 (37)
合計	175	143	151	89	97	39	138 (173)	80 (100)	19 (24)	931 (1164)



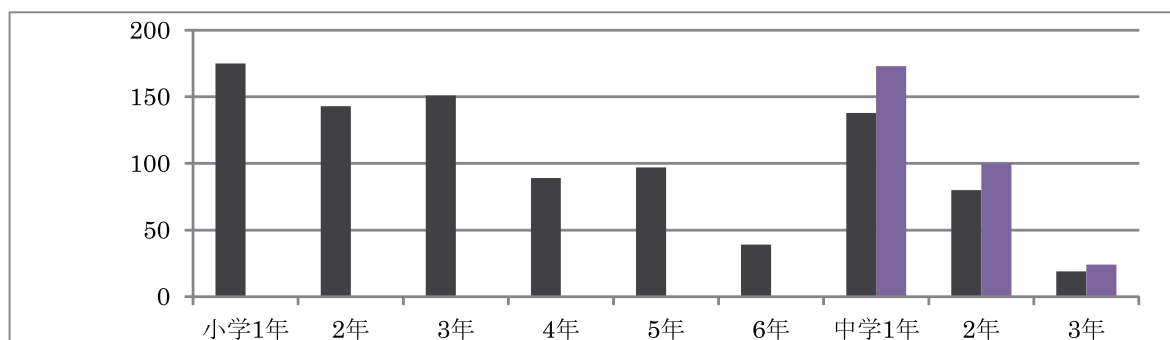


図1. C県D市の「発達障害の診断のある子及びその疑いの子」の学年別人数

C県D市へは平成23年度～平成27年度の5年間連続巡回相談を実施した。平成24年度は小学校を重点化した（午前中から巡回相談した）ため、中学校は巡回していない。その5年間の状況は表2・図1のようである。各学校から依頼されて、だいたい1校あたり3学級を抽出して巡回相談しているので、学年ごとの人数は実際と違っているが、各学校の「困りの思い」を表してはいる。巡回時期が遅い中学校では中学3年生は選択しないので、中3はどここの市町村でも低く出ているが、小学校6年生が少ないのは全学級を巡回したG市でも同様である（表4・図3）。中学校は5年間で4回の巡回相談なのでそのままの実数と、4分の5を乗じた仮の数の両方を表2・図1に示した。

小1から年々支援の必要な子の数は減少し、小6が最も少ない。しかし、中学校になるとまた小1並に増加し学年を追って減少していくことが分かる。支援が必要な子に真摯に向き合っている学校の姿が目につくが、小6から中1が3倍～4倍に増加することが大きな課題だと考えられる。やはり、各年齢段階で次の年齢段階を視野に入れた取り組みが重要だと考えられる。

(2) C県F市（平成24・25・26年度）<sup>(11)(15)(17)</sup>

表3. C県F市の「発達障害の診断のある子及びその疑いの子」の学年別人数, ( )内は「対処」

学年 年度	小学 1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学 1年	2年	3年	合計
平成24年度	41	37	30	31	19	10	20	36	3	227
平成25年度	25 (8)	27 (3)	25 (10)	9 (1)	12 (4)	8 (5)	29 (3)	22 (3)	3 (2)	160 (39)
平成26年度	27 (1)	18 (3)	21 (1)	23 (6)	14 (0)	12 (3)	28 (1)	38 (9)	6 (0)	187 (24)
平成27年度	40 (9)	30 (5)	23 (3)	24 (3)	36 (7)	14 (2)	41 (2)	16 (3)	3 (0)	227 (34)
合 計	133	112	99	87	81	44	118	112	15	801

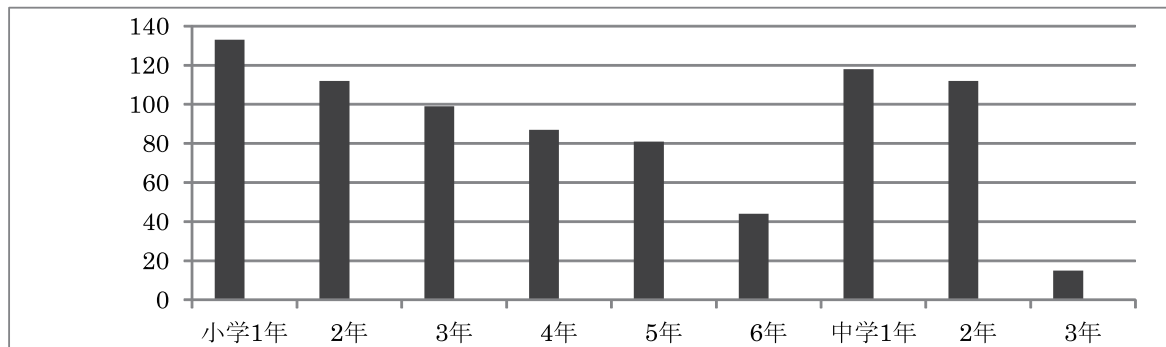


図2. C県F市で対象とした「発達障害の診断のある子及びその疑いの子」の学年別人数

C県F市は4年連続巡回相談を実施したが、4年間とも小中学校全16校を巡回相談しており、表3・図2のようになっている。支援が必要な子の巡回相談は小1から小6まで年々減っていく。つまり、小学校の真摯な取り組みでその数を減らしていると言える。しかし、中学校になると中1、中2と小学校の1、2年生並に多くなっており、支援の継続が小6→中1で途切れたかのように見えてしまう。ここで中3が少ないのは実際に少ないのではなく、卒業や進路があって中学校があまり取り上げないだけであることは、G市の全学級の巡回相談から明らかだと考えられる。

(3) C県G市<sup>(13)</sup>

① C県G市の「発達障害の診断のある子及びその疑いの子」の学年別人数

表4. C県G市の「発達障害の診断のある子及びその疑いの子」の学年別人数, ( )内は「対処」

学年 年度	小学 1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学 1年	2年	3年	合計
平成25年度	18 (1)	24 (2)	22 (1)	26 (7)	21 (0)	10 (0)	21 (4)	18 (2)	15 (1)	175 (18)
平成26年度	9 (2)	13 (1)	15 (0)	14 (1)	17 (9)	6 (0)	7 (0)	10 (2)	7 (1)	98 (16)
合計	27	37	37	40	38	16	28	28	22	273

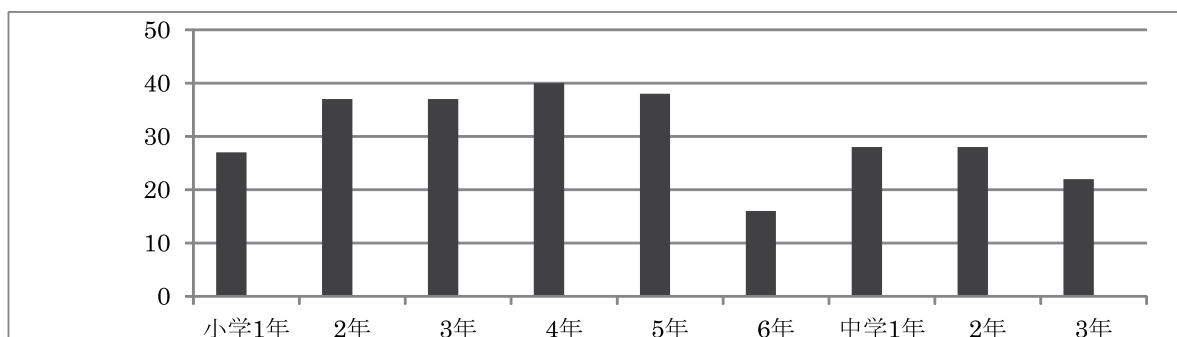


図3. C県G市で対象とした「発達障害の診断のある子及びその疑いの子」の学年別人数

C県G市は2年連続巡回相談を実施したが、平成25年度にはG市内の小中学校全14校のすべての学級を巡回相談した。「発達障害の専門家」として巡回相談する場合、「困りの思い」の強い学級が多い

だけに全学級を巡回するのは貴重なデータであり、表4・図3が示すように他の市町村に比べて学年の差が少ない。小学校より中学校はやや少ないようだが、その中でも小6がかなり少ない。これは、いったん収まったかのように見える支援が必要な子が、中学校に入ってまた「困りの思い」が強くなっていることを示していると考えられる。

表4の平成25年度は全学級を巡回相談したので、「対処が中心の段階」の子が支援の必要な全体の約10%であることが分かったことも貴重なことである。この10%の「対処が中心の段階」の子を「支援が中心の段階」に持っていくことも重要だが、残り90%の「支援が中心の段階」の子を「自覚が中心の段階」に持っていくことは未然防止につながり、同じく重要だと考えられる。

② C県G市の支援対象の「幼稚園・保育園の人数・割合」と「小中学校の割合」

表5. C県G市の支援対象の「幼稚園・保育園の人数・割合」と「小中学校の割合」

幼・保の支援対象人数	幼・保の割合	小学校（全学級）の割合	中学校（全学級）の割合
29人（327人の内）	8.9%	6.3%	5.4%
C県の特別支援学級：1.8% C県の特別支援学校：0.7%	8.9%－2.5% ＝6.4%	小中学校（全学級）の割合： 6.0%	

(4) 全体

① C県D市・F市・G市，その他の「発達障害の診断のある子及びその疑いの子」の学年別人数

表6. C県D市・F市・G市，その他の「発達障害の診断のある子及びその疑いの子」の学年別人数

学年 年度	小学 1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学 1年	2年	3年	合計
平成23～27 年度（5年間）	378	349	377	281	285	140	354 [389]	243 [263]	68 [73]	2471

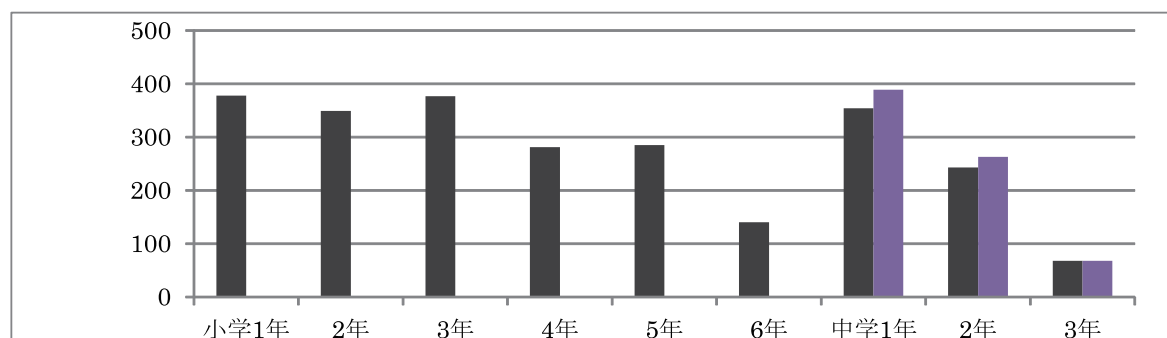


図4. C県D市・F市・G市，その他の「発達障害の診断のある子及びその疑いの子」の学年別人数

C県D市・F市・G市の平成23年度～平成27年度の支援が必要な児童生徒は、合計2471人に及んでいる。その傾向は表6・図4から明らかのように小1から小6にだんだん減少していき、小6から中1で一気に3倍ほどになる。まさに日本の不登校の「中1ギャップ」と同様の傾向を示している。中1・中2と多く、中3が少ないのは単に抽出されていないことによる。長いスパンで考えていくことが重要であると考えられる。

② C県D市F市G市, その他の「対処が中心の段階」の子の学年別人数と割合

表13. C県D・F・G市, その他の「対処が中心の段階」の子の学年別人数と割合 (平成25~27年度合計)

学年 対象	小学 1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学 1年	2年	3年	合計
発達障害及び そのタイプの子	235	244	301	205	220	110	283	170	62	1830
「対処が中心 の子」	35	41	57	48	42	27	19	30	10	309
割合	15%	17%	19%	23%	19%	25%	7%	18%	16%	17%

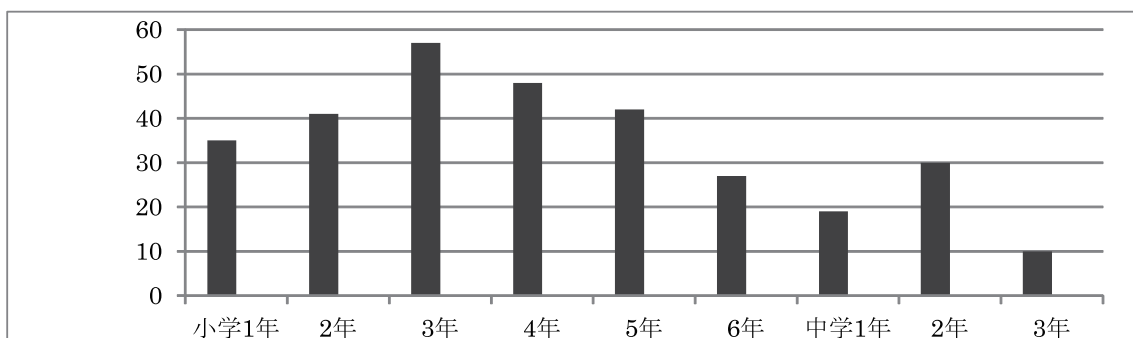


図5. C県D市・F市・G市, その他の「対処が中心の段階」の子の学年別人数

支援が必要な子の中で「対処が中心の段階」の子は309人17%であるが、図5を見るとその傾向がよくわかる。すなわち、小3を中心に小4, 5, 2年生が多い。中学校では中2で多いが「不登校」という二次障害のため巡回相談には現れてこないと考えられる。筆者がC県内で相談をしている中で「不登校」の相談は多いが、その約半分が発達障害の子であることは県の総合教育センターのデータ<sup>(5)</sup>とも一致している。また、全国平均でも中学生の不登校は小学生の7~10倍あることから、当然ほとんど姿を見ない子どもも中学生の方が7~10倍多いことになり、特別な支援が必要な子の多くの中学生が巡回相談にあがってこないと考えられる。

③ 巡回相談における『3つの段階』

2009年の論文『文部科学省指定「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」における専門家チームの巡回相談のあり方<sup>(19)</sup> (A県B市) においても『3つの段階』に分けた人数を示しているので、今回のC県D市・F市・G市の『3つの段階』の分類と比較する形で表8・図6に示す。

表8. 巡回相談における『3つの段階』の人数 (割合) [A県B市とC県D市F市G市を比較して]

名称・調査期間	3つの段階	I 対処が中心の段階	II 支援が中心の段階	III 自覚が中心の段階	合計
A県B市 (文部科学省指定) 「専門家巡回相談」等 2008年4月~2009年8月		151 (44%)	145 (42%)	50 (14%)	346 (100%)
C県D市「発達障害の専門家の巡回相談」 平成25・26・27年度		94 (18%)	423 (82%)	0 (0%)	517 (100%)

C県F市「発達障害の専門家の巡回相談」 平成25・26・27年度	97 (17%)	477 (83%)	0 (0%)	574 (100%)
C県G市「発達障害の専門家の巡回相談」 平成26年度	16 (16%)	82 (84%)	0 (0%)	98 (100%)
C県G市「発達障害の専門家の巡回相談」全学級 平成25年度	18 (10%)	157 (90%)	0 (0%)	175 (100%)

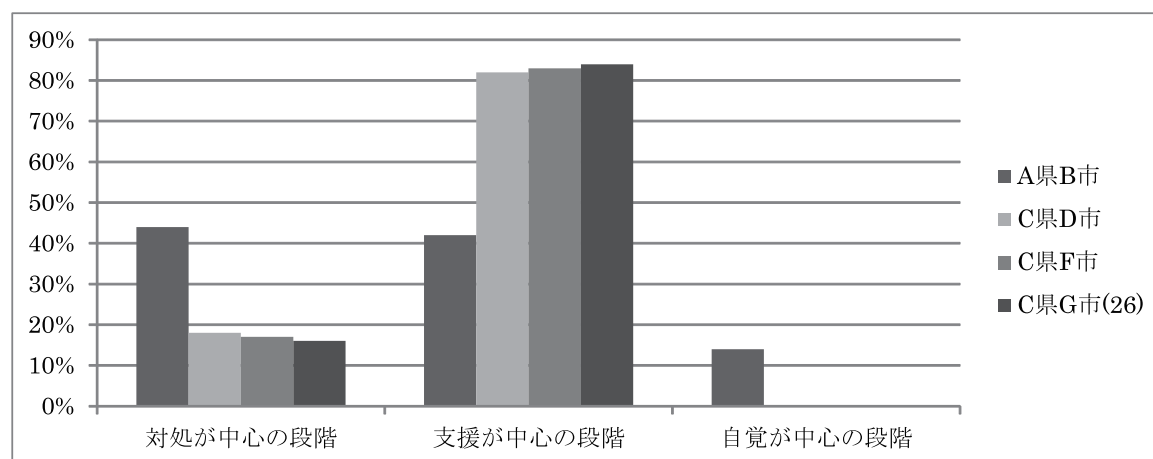


図6. 巡回相談における『3つの段階』の（割合） [A県B市とC県D市F市G市を比較して]

まず、A県B市の状況を説明する。筆者が相談を依頼されるのは、相手校の「困りの思い」が強い場合が多いので、当然、「Ⅰ対処が中心の段階」で始まる場合が多い。その後落ち着いてくれば、「Ⅱ支援が中心の段階」「Ⅲ自覚が中心の段階」と移っていきけるのであるが、表8のように、「Ⅰ対処が中心の段階」が151人、「Ⅱ支援が中心の段階」が145人に比べて「Ⅲ自覚が中心の段階」は50人と少なくなっている。本当は「Ⅲ自覚が中心の段階」についても同じくらい相談をしたいのだが、ある程度できるようになってくると、新たな「Ⅰ対処が中心の段階」の子にかかわらざるを得ないという状況もある。しかし、はっきり言えることは、「Ⅲ自覚が中心の段階」についても相談（つまり広い意味の「支援」）が必要だということである。

それと比較してC県D市の「対処が中心」は18%、F市は17%、G市は16%となっており、16%~18%と同じような傾向が出ている。「支援が中心」は、D市82%、F市83%、G市84%であり、82%~84%となっている。「自覚が中心」は、いずれも0%であるが、「発達障害の専門家の巡回相談」は、設定上特に支援が必要な子の場合なのでやむを得ない。しかし、A<0~幼・保>、B<小学校>で相談をしていく場合、「Ⅰ対処が中心の段階」や「Ⅱ支援が中心の段階」でスタートした後、「Ⅲ自覚が中心の段階」まで到達しても、次のB<小学校>やC<中学・高校>を考慮して相談を続けるべきだと考えられる。

## 7. 結論

C県D市・F市・G市の「発達障害の巡回相談」を担当させていただき、平成23年度~平成27年度の5年間「発達障害の専門家」として巡回相談・講演をした。そのことを総合的にまとめてこの論文を作成していったが、結論として、以下の4つは特に強調したい。

(1)『3つの段階』で言うならば、「Ⅰ対処が中心の段階」「Ⅱ支援が中心の段階」「Ⅲ自覚が中心の段階」を、それぞれの年齢段階（A<0～幼・保>、B<小学校>、C<中学・高校>）を意識して取り組むことが重要である。

(2) 小1から年々支援の必要な子の数は減少し、小6が最も少ない。しかし、中学校になるとまた小1並に増加し学年を追って減少していくことが分かる。支援が必要な子に真摯に向き合っている学校の姿が目につくが、小6から中1が3倍～4倍に増加する。

(3)「Ⅰ対処が中心の段階の子」は、小学校3、4年生に多く、中学校では「不登校」という二次障害のため巡回相談には現れてこない。年齢段階（A<0～幼・保>やB<小学校>では一度収まったかのように見えても次の年齢段階で再発すると考えられ、次の年齢段階への「準備性」が大切である。

(4)「Ⅰ対処が中心の段階」(10%)を「Ⅱ支援が中心の段階」(90%)に持っていくことは重要だが、「Ⅱ支援が中心の段階」を「Ⅲ自覚が中心の段階」に持っていくことは未然防止にもつながり、こちらも重要である。

## 8. おわりに

筆者はC県で多くの相談活動をしているが、カウンセラーとして相談していて一番多い学年は中学校3年生で、内容としては「不登校」が多い。しかし、この論文の仕事である「発達障害の専門家の巡回相談」では、表6・図4にあるように中学校3年生が一番少ない。巡回相談では学級内（学校内どこでもよい）の本人の様子を直に観た上で相談するので、適応指導教室や自宅にいる場合は該当しない。二次障害とはいえ中学校段階の「対処が中心の段階」の子が少なくなっているのは、落ち着いたからとは言えないだけにさみしい気がする。

C県の「専門家による巡回相談」での講演（全187回）でよく登場したのが、自閉症スペクトラムの高校3年生のIさんだった。筆者は「通級指導教室」で担当したという関わりがあるのだが、Iさんの相談は長く14年に及んだ。Iさんは保育園年少の時集団に入るのがとても苦手で、年中の時出かけた医療機関からアスペルガー症候群（とAD/HD）という診断を受けた。忘れもしない、Iさんが年中の7月の市の教育相談（当時筆者は勤務していた市の教育相談・就学相談・就学指導委員を20年以上していた）で、親子で相談にみえたのがスタートとなった。その頃の保育園・小学校・中学校、そして高校2年生になるまで、毎月1回相談を続けてきたが、2014年8月の相談が最後で146回実施したことになった。相談の日にみえる担任も14人となったが、思えば筆者の仕事こそが特別支援教育コーディネーターの役割だと思う。もちろん14年も続けることは困難だが、たとえば幼稚園・保育園の3年間、小学校の6年間（長ければ3年×2人）、中学校の3年間、高校の3年間は同じコーディネーターであっても良いと思う。Iさんの相談は高校2年生の夏で終わったが、特別支援教育コーディネーターから聞いたところでは、「Iさんは高校を卒業して、今会社員としてがんばっています」とのことである。高校の3年間は比較的落ち着く方向にいきやすいだけに、なるべく早くからの支援をすることによって、二次障害になる子を一人でも減らし「中3」が厳しくならないようにしたいと痛感した。

筆者は平成28年度から、岐阜県「発達障がい者等支援体制整備推進連絡会議」委員となった。これは発達障害児者をライフステージで支援していくことを推進する会議である。考えてみれば、私が相談・教育にかかわった自閉症の人は一番年長で53歳になられ、長い目で支援していくことの重要性を痛感している。

## 付記

本研究は、『橋本治（2009）文部科学省指定「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」における専門家チームの巡回相談のあり方，岐阜大学教育学部研究報告—人文科学—，58（1）<sup>(19)</sup>」に基づき，C県D市（平成23・24・25・26・27年度），F市（平成24・25・26・27年度），G市（平成25・26年度）の「発達障害の専門家の巡回相談」での実践をまとめたものである。

## 謝辞

研究にご協力いただいた方々に，この場をかりてお礼申し上げます。ありがとうございました。

## 引用・参考文献

- (1) 石井哲夫 (1999) 自閉症とこだわり行動，東京書籍
- (2) 一宮特別支援教育研究会 (2008) 発達障害のある子への支援体制づくり，明治図書
- (3) ウタ・フリス (2000) 自閉症の謎を解き明かす，東京書籍
- (4) 神尾陽子 (2016) 講演「自閉症スペクトラム障害 (ASD) 研究の最前線」第15回ぎふLD・HDHD等学習会 (中部学院大学)
- (5) 岐阜県総合教育センター (2008～2015) 教育支援連携フィールドワーク実地訪問資料
- (6) 木谷秀勝 (2016) 講演「高機能ASD大学生に対する就労を視野に入れた支援の試み」岐阜大学教育推進・学生支援機構 サポートルーム主催 (岐阜大学)
- (7) 斎藤万比古 (2009) 発達障害が引き起こす二次障害へのケアとサポート，学習研究社
- (8) 品川裕香 (2008) 心からごめんなさいへ，中央法規
- (9) 全国特別支援学校長会・全国特別支援学級設置校長会 (2007) 「個別の教育支援計画」の策定と活用，ギアース教育新社
- (10) 田中康雄 (2008) 軽度発達障害，金剛出版
- (11) 内閣府 (2016) 障害者差別解消法リーフレット  
URL [http://www8.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet.html](http://www8.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html) (2016年5月13日閲覧)
- (12) 橋本治 (2015) 特別な支援を必要とする子への指導（「対処」「支援」「自覚」の在り方 岐阜大学教育学部研究報告教育実践研究第17巻，135-149
- (13) 橋本治 (2014) 特別な支援を必要とする子への指導の在り方 岐阜大学教育学部研究報告人文科学-62 (2)，71-84
- (14) 橋本治 (2014) 通常学級における特別支援を必要とする児童生徒への指導の在り方(3) 岐阜大学教育学部研究報告人文科学-62 (2)，85-99
- (15) 橋本治 (2014) 発達障がいに関わる教員研修事業の在り方(2) 岐阜大学教育学部研究報告人文科学-62 (2)，311-324
- (16) 橋本治 (2013) 通常学級における特別支援を必要とする児童生徒への指導の在り方 (2) 岐阜大学教育学部研究報告教育実践研究第15巻，205-220
- (17) 橋本治 (2013) 発達障がいに関わる教員研修事業の在り方 岐阜大学教育学部研究報告人文科学-61 (2)，255-269
- (18) 橋本治 (2012) 通常学級における特別支援を必要とする児童生徒への指導の在り方 岐阜大学教育学部研究報告教育実践研究第14巻第2号，163-176
- (19) 橋本治 (2009) 文部科学省指定「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」における専門家チームの巡回相談のあり方，岐阜大学教育学部研究報告—人文科学—，58 (1)，235-245
- (20) 橋本治 (2009) 教育相談と発達障害 (1)，東海相談学会第41回大会，1
- (21) 橋本治 (2008) いじめ問題と発達障害，日本社会病理学会24回大会，30
- (22) 文部科学省 (2007) 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業  
URL [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006/1285364.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/1285364.htm) (2016年5月15日閲覧)
- (23) 文部科学省 (2004) LD，ADHD，高機能自閉症の「児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドラ

イン (試案)」

(24) ローナ・ウィング (2002) 自閉症スペクトル, 東京書籍